

# 監査結果の公表

平成28年度随時（備品）監査を実施した結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉 敬宇  
茂原市監査委員 鈴木 敏文

## 監査の対象機関および対象事務

● 総務部 総務課・管財課  
● 平成27年度・平成28年度（9月30日現在）の購入等受入備品

● 平成26年度以前に購入等受入重要物品（備品）及び購入等価格50万円以上の受入備品

● 平成26年度から平成28年度（9月30日現在）に廃棄等引出をした備品（管財課については、付帯備品・厨房用備品を除く）

／監査の期間 平成28年10月31日から平成29年1月27日まで  
監査の場所 茂原市役所 一部抽出した備品の保管場所／監査の方法 監査対象機関・対象事務の備品について備品台帳等の提出を求め、監査の着眼点に基づき、一部抽出による書類の審査及び現存調査を行った。また、関係職員の説明を聴取することにより適正な監査の執行に

努めた。

## ◆監査の結果

物品（備品）は、地方自治法において「財産」とされ、その管理及び運用は、地方財政法により「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とされている。

今回の監査において、備品台帳の整備、備品の管理、活用状況等の一部において注意、改善、検討すべき点が認められたので、茂原市財務規則に基づき備品の適切な管理に努め、より適正で合理的かつ効率的な運用に留意されたい。

## ◆所見

### 総務課

● 所在が不明なものやその多くを廃棄している備品があった。物品は、税金で購入した茂原市の貴重な財産であり、たとえ少額なものでも紛失、私物化など不正な行為や無駄な使用があつてはならないと意識をもつて使用、管理にあたり、安易に廃棄することのないよう、再調達価格や再利用などを十分考慮した適正な方法で処理し管理運用されたい。

● 防災備蓄倉庫の備蓄品に一部期限切れの物があつた。自主

防災会に76台貸与してある戸別受信機の所在現物確認と、防災備蓄倉庫及び自主防災会で所管するものを含め、整備してある備品や備蓄品の不足・破損しているもの、新たに必要とするものがないか再点検をし、災害時に支障のないようにされたい。

● 茂原市財務規則第276条第1項による備品台帳は備えてあるものの、その後の経過でん末の記載がもれているものが見受けられたことから、常に備品の状況が明らかにされるよう備品台帳の記載をされる。また、同条第2項にその所管に属する備品に標識を付さなければならぬとされているが、付されていない備品もあり、備品によっては財産管理者が不明のものがあることから、備品台帳記載内容と現存備品の確認に併せ、標識が付されているか確認されたい。

● 茂原市財務規則第270条の物品処分調書及び第275条の重要物品現在高通知書について、今一度物品に関係するものを整理し、調書・様式等該当するもので、備えていないものは速やかに作成し、適正な事務処理をされたい。

● 美術品・骨董品について、所管する財産管理者が茂原市財務規則では明確となっていない。また、財務会計システムのかなかに備品管理を構築するなど電算化することにより、適正な管理と他課でのイベントなどに一時的な使用ができてくるので、共通の利便性ができくるので、物品管理の電算化を含み、茂原市財務規則の改正を検討されたい。

### 管財課

● 重要物品である車両については、備品台帳がなく一覧表で管理しているが、車両の状態を明らかにした備品台帳を作成・記録し適正な管理をされたい。

● 管財課は、公有財産の管理をしているなか、庁舎内美術品の多くが、価値の把握がされないまま無造作に展示されている。破損・盗難などに対する責任の所在先も明確となっていない。価値のあるものであれば保存状態を良くし、場合によっては美術館・郷土資料館の管理とすなくてはならない。市民の財産である美術品の取り扱いには意を持って管理されたい。

また、価値のある絵画など美術品は、新公会計制度の資

産台帳にもかかわる茂原市の財産で、資産として台帳から洩れることのないようにされたい。

● 保管中の喫煙テールセットは、他に活用できる見込みも無いとのことであるが、適正な方法で管理しなければならぬものや処分しなければならぬものが混在している。備品の所在、利活用の状況など適正な管理は不正への防止にも繋がるので管理体制の強化をされたい。

● 庁用共通物品の管理は管財課の事務分掌とされており、適正管理の重要性というものを再認識し、適正な物品の管理をされたい。

茂原市財務規則第276条第1項において備品台帳を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならない、同条第2項においてその所管に属する備品に標識を付さなければならぬとされている。

備品台帳がないもの、経過でん末など内容の不明なもの、備品台帳で管理している内容の現存を識別する標識の付されていないものなどが見受けられた。

物品は、茂原市財務規則